

教職員の懲戒処分等について

令和6年2月9日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (24歳)	懲戒 免職	令和5年6月10日(土)、校内において、女子生徒に対し、当該女子生徒が18歳未満であることを知りながら、広島県青少年健全育成条例に違反する行為を行い、令和6年1月29日(月)、罰金30万円の略式命令を受けた。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

上記の県立学校の校長に対しては、「嚴重注意」の行政措置を行うこととしました。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp